

## [1] 対策計画の目的

下線部がH22.8.10改定部分

総務省及び全国地上デジタル放送推進協議会は、地上デジタル放送について、現行アナログ放送と同等のエリアをカバーすることを基本に中継局ロードマップに基づきデジタル放送中継局を整備している中で、電波の特性の違い等によりアナログ放送は受信可能であるがデジタル放送は受信困難となる世帯やデジタル混信の発生により受信困難となる世帯など、計算機シミュレーションの結果、デジタル難視世帯が全国約35万世帯発生すると推定した。

このうち、既に地上デジタル放送の電波が発射されている地域を対象に実測調査を行い、デジタル難視地区を特定した上で、デジタル難視の解消に向けて、受信状況、対策対象世帯数(範囲)、対策方法、対策時期などを示す「地上デジタル放送難視地区対策計画(以下、「対策計画」という。)」を策定し、以後、対策計画に基づき対策を着実に実施しデジタル難視の解消を図ることを目的とする。

## [2] 対策計画の構成

- 1 新たな難視地区に対する対策計画(都道府県別・地区別)
- 2 デジタル化困難共聴施設に対する対策計画(都道府県別・施設別)
- 3 区域外波の受信困難地区に対する対策計画(徳島県・佐賀県・その他地域)

付表「デジタル中継局新規整備(2011年以降)リスト」

## [3] 対策計画策定の対象範囲

### 1 新たな難視地区

地上アナログ放送は受信可能であるが、地上デジタル放送は受信困難となる地区(画質が劣化し、かつ受信電界強度が $51\text{dB}\mu\text{V}/\text{m}$ 未満となる個別受信世帯が存在する地区)を新たな難視地区とし、当該地区の範囲、対策手法等を提示する。

地上アナログ放送が受信困難で、地上デジタル放送も受信困難と推測される世帯数「アナログも難視世帯」については、「市町村別ロードマップ(平成19年9月)」「地上デジタルテレビ放送の市町村別カバー世帯数のめやすを参照。

### 2 デジタル化困難共聴施設

辺地共聴施設のデジタル改修において、受信点の大幅な移設を要し、これにより受信点からヘッドエンドまでの伝送路整備費の試算が800万円/施設を超える自主共聴施設並びに技術的・経費的困難性からアナログ放送終了前にデジタル化対応の目途がたたない自主共聴施設及びNHK共聴施設(日本放送協会と地元視聴者が共同して設置し運営する共聴施設)をデジタル化困難共聴施設とし、当該施設の対策手法等を提示する。

### 3 区域外波の受信困難地区

区域外波(放送対象地域外の放送波)に対する受信の依存度の高い地域を特別な地域として対策計画の対象に加え、これに該当する地域として徳島県、佐賀県及びその他地域(地上アナログ放送において自県の民放1波以下しか視聴できない地区で日常的に区域外波を視聴している地区)で、地上デジタル放送が受信困難となる地区(当該区域外波の画質が劣化し、かつ受信電界強度が51dB $\mu$ V/m未滿となる個別受信世帯が存在する地区)を区域外波の受信困難地区とし、当該地区の範囲、対策手法等を提示する。

#### 付表「デジタル中継局新規整備(2011年以降)リスト」

2011年以降に新たな難視等の対策として整備される中継局をリスト化(局名、開設時期等)

### [4] 対策計画に基づく対策の実施

- ・ 対策計画に示す対策手法が送信側での対策については、原則として、放送事業者が主体となって実施し、国等はこれを支援する。  
また、対策手法が共聴施設の新設など受信側対策であるものは、原則として、受信者側が主体となって実施し、国等はこれを支援する。
- ・ 対策完了予定時期がアナログ放送終了期限(平成23(2011)年7月24日)以降の地区については、暫定的かつ緊急的に衛星を通じた「暫定的難視聴対策」を実施するとともに、最終的に平成27(2015)年3月までに地上系放送基盤による対策の実施を目指す。

### [5] 対策計画の更新

対策計画は、デジタル中継局の開局等に伴い、新たに判明したデジタル難視地区を追加する等、今後、これを定期的に更新する。